

平成31年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 30件	
1	平成31年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成31年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成31年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成31年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成31年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成31年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成31年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成31年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成31年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成31年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	平成31年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	平成31年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成31年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	平成31年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	平成31年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	平成31年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	平成31年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	
19	平成30年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
20	平成30年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
21	平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件	
22	平成30年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
23	平成30年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第2号）の件	
24	平成30年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件	

- 25 平成30年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 26 平成30年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件
- 27 平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件
- 28 平成30年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
- 29 平成30年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件
- 30 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件

○資料別紙

「 条 例 案 」 49件

○消費税関連 30件

・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成31年10月1日施行

・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成31年10月1日施行

○改正理由

消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、施設の使用料等を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 以下の61条例について、消費税および地方消費税の改正に伴い、それぞれの施設の使用料等の額を改める。
- 2 利用料金については、規定している額が限度額であることを明記する。
- 3 消費税以外の改正内容を含むものは、それぞれの条例ごとに内容を記載

○施行期日

平成31年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

31	秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する件	(1) 秋田市行政財産使用料条例
32	秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する件	(2) 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例 (3) 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例 (4) 秋田市ポートタワー条例 (5) 秋田港振興センター条例 (6) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例 (7) 秋田市雄和観光交流館条例 (8) 秋田市雄和観光花き栽培園条例 (9) 秋田市雄和里の家条例 (10) 秋田市雄和観光農産物加工所条例 (11) 秋田市雄和ふるさと温泉条例 (12) 秋田市雄和コテージ条例 (13) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例 (14) 秋田市にぎわい交流館条例 (15) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例
33	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件	(16) 秋田市民交流プラザ条例
34	秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件	(17) 秋田市大森山動物園条例
35	秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する件	(18) 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例
36	秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件	(19) 秋田市立千秋美術館条例
37	秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件	(20) 秋田市立赤れんが郷土館条例
38	秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する件	(21) 秋田市如斯亭庭園条例

39	秋田市文化会館条例の一部を改正する件	(22) 秋田市文化会館条例
40	秋田市平和公園条例等の一部を改正する件	(23) 秋田市平和公園条例 (24) 秋田市南西墓地条例 (25) 秋田市河辺墓地条例
41	秋田市新屋ガラス工房条例の一部を改正する件	(26) 秋田市新屋ガラス工房条例
42	秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する件	(27) 秋田市河辺岩見温泉交流センター条例
43	秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	(28) 秋田市小規模水道施設条例
44	秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件	(29) 秋田市市民サービスセンター条例
45	秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件	(30) 秋田市河辺総合福祉交流センター条例
46	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件	(31) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例
47	秋田市市民農園条例等の一部を改正する件	(32) 秋田市市民農園条例 (33) 秋田市雄和体験学習交流施設条例 (34) 秋田市河辺生産物直売所施設条例 (35) 秋田市リフレッシュガーデン条例 (36) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例 (37) 秋田市勤労者体育センター条例 (38) 秋田市勤労者総合福祉センター条例 (39) 秋田市農山村地域活性化センター条例
48	チャレンジオフィスあきた条例の一部を改正する件	(40) チャレンジオフィスあきた条例

49	秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件	(41) 秋田市中心卸売市場業務条例
50	秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件	(42) 秋田市公設地方卸売市場業務条例
51	秋田市園芸振興センター条例の一部を改正する件	(43) 秋田市園芸振興センター条例
52	秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する件	(44) 秋田市道路占用等に関する条例 (45) 秋田市法定外公共物管理条例
53	秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する件	(46) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例
54	秋田市準用河川管理条例の一部を改正する件	(47) 秋田市準用河川管理条例
55	秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件	(48) 秋田市太平山スキー場条例
56	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	(49) 秋田市都市公園条例
57	秋田市自転車等駐車場条例および秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する件	(50) 秋田市自転車等駐車場条例 (51) 秋田市自転車等の放置防止に関する条例
58	秋田市営住宅条例の一部を改正する件	(52) 秋田市営住宅条例
59	秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する件	(53) 秋田市立学校使用料条例 (54) 秋田市太平山自然学習センター条例
60	秋田市下水道条例等の一部を改正する件	(55) 秋田市下水道条例 (56) 秋田市地域下水道条例 (57) 秋田市個別排水処理施設条例

○消費税関連等 4件

61 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件

(58) 秋田市スポーツ施設条例

○改正理由

スポーツ施設について、雄和B & G海洋センターを廃止し、規定を整備するとともに、消費税法の一部改正等に伴い使用料を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 雄和B & G海洋センターの項を削るとともに、規定を整備する。
- 2 消費税および地方消費税の税率の引上げに伴い、スポーツ施設の使用料の額を改める。

○施行期日

2（消費税に伴う改正）以外の部分については平成31年4月1日から

62 秋田市北部墓地条例の一部を改正する件

(59) 秋田市北部墓地条例

○改正理由

北部墓地に合葬墓を設置し、その永代使用料等について定めるとともに、消費税法の一部改正等に伴い墓地の管理手数料を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 北部墓地に多数の焼骨を共同で直接埋蔵する施設である合葬墓を新たに設ける。
- 2 合葬墓を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者等でなければならないこと等とする。
- 3 合葬墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと等とする。
- 4 墓地および合葬墓の維持管理上必要があるときは、使用の制限等を行うことができることとする。
- 5 合葬墓の使用者は、使用を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならないこと等とする。

<p>63 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件</p> <p>・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）：平成29年9月1日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>6 市長は、使用者が使用の許可を受けた目的以外に合葬墓を使用しようとしたとき等は、使用の許可を取り消すことができることとする。</p> <p>7 合葬墓の永代使用料は、1体につき17,000円とする。</p> <p>8 墓地の管理手数料の額を改める。</p> <p>9 合葬墓の使用の中止の届出があったときは、永代使用料の全部を還付することができることとする。</p> <p>10 条項の追加等に伴う規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日</p> <p>8（消費税に伴う改正）以外の部分については平成31年4月1日から</p> <p>(60) 秋田市水道事業給水条例</p> <p>○改正理由</p> <p>消費税法の一部改正等に伴い水道料金等を改めるとともに、水道法施行令の一部改正（平成29年政令第232号）に伴い布設工事監督者等の資格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 水道料金の額を改める。</p> <p>2 水道加入金の額を改める。</p> <p>3 布設工事監督者の資格要件に、専門職大学の前期課程において土木科等を修了した後5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を含むこととする。</p> <p>4 水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程において土木工学以外の工学等の学科目を修了した後6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を含むこととするとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>1および2（消費税に伴う改正）以外の部分については平成31年4月1日から</p>
---	--

64	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	(61) 秋田市農業集落排水施設条例
		<p>○改正理由 消費税法の一部改正等に伴い農業集落排水施設の使用料を改めるとともに、河辺飛沢農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 農業集落排水施設の使用料の額を改める。 2 農業集落排水施設の名称等から河辺飛沢農業集落排水施設を削り、同施設の区域を河辺岩見三内中央農業集落排水施設の区域に加える。</p> <p>○施行期日 1 (消費税に伴う改正) 以外の部分については平成31年4月1日から</p> <p>○消費税関連以外 15件</p>
65	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する件	○改正理由
	・学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号):平成29年5月31日公布、平成31年4月1日施行	学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの
		<p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から。自己啓発等休業の対象となる大学等課程に関する経過措置を規定する。</p>
66	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由
		農業委員および農地利用最適化推進委員の年額の報酬について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの
		<p>○改正要旨 1 委員等の年額の報酬の支給日等について定めるとともに、規定を整備する。 2 委員等の年額の報酬の上限額を485,400円以内で市長が定める額とする。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>

67	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 市長等の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成31年12月まで延長する。 2 市長等の給料月額を減ずる特例措置の期間を平成32年3月31日まで延長する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
68	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 教育長の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成31年12月まで延長する。 2 教育長の給料月額を減ずる特例措置の期間を平成32年3月31日まで延長する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
69	秋田市土地開発基金条例を廃止する件	<p>○廃止理由 土地開発基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
70	<p>秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）：平成30年6月27日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p> <p>・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）：平成31年1月30日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（平成30年法律第66号）等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、立てない場合にあっては年1.5パーセントとすること等と</p>

		<p>する。</p> <p>2 災害援護資金の償還方法に半年賦償還および月賦償還を加える。</p> <p>3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から。施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する旨の経過措置を規定する。</p>
71	<p>秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）：平成29年3月31日公布、公布の日施行</p> <p>・介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）：平成30年3月22日公布、平成30年4月1日施行、平成31年3月31日までの経過措置あり</p>	<p>○改正理由 介護保険法施行規則の一部改正（平成29年厚生労働省令第48号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
72	<p>秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）：平成30年7月27日公布、平成30年12月1日施行</p> <p>・医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第134号）：平成30年11月29日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正理由 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第93号）に伴い、介護医療院の衛生管理に関する基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 介護医療院の管理者が委託する検体検査の業務に関する規定を改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
73	<p>秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づく市町村自殺対策計画の策定に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>

<p>74 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例を設定する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）：平成30年6月27日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めることとする。 2 この条例における用語の意義について規定する。 3 認定こども園に係る認定の要件について規定する。 4 認定こども園に配置する職員およびその員数等について規定する。 5 認定こども園の長および子どもの教育又は保育に従事する職員（以下「職員」という。）の資格について規定する。 6 認定こども園の施設および設備の要件について規定する。 7 認定こども園の子どもに食事を提供する場合は調理の方法等について規定する。 8 認定こども園において提供する教育および保育の指針等について規定する。 9 認定こども園の管理運営等の要件について規定する。 10 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 	<p>○設定理由</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成30年法律第66号）に伴い、認定こども園の認定の要件を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p>
<p>75 秋田市公共交通活性化基金条例を設定する件</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基金の設置について規定する。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 3 基金に属する現金の管理方法について規定する。 4 基金の運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとする。 5 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、市民が安心して利用することができる公共交通の実現、公共交通 	<p>○施行期日</p> <p>平成31年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○設定理由</p> <p>将来にわたり市民が安心して利用することができる公共交通の実現等のための事業に要する経費に充てることを目的とする公共交通活性化基金を設置するため、この条例を設定しようとするもの</p>

の利便性の向上その他公共交通の活性化のための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとする。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。

76 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
・建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）：平成30年6月27日公布、一部を除き政令で定める日施行

○施行期日
平成31年4月1日から

○改正理由
建築基準法の一部改正（平成30年法律第67号）に伴い、用途地域等における建築等許可申請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 次の手数料を改める。

(1) 用途地域等における建築等許可申請手数料

(2) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料

(3) 仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による興行場等としての使用に係る許可申請手数料

(4) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築又は建築物の用途変更による特別興行場等としての使用に係る許可申請手数料

(5) 既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は当該全体計画の変更の認定申請手数料

2 1の(5)の手数料に係る認定を受けて工事を行う場合の確認申請手数料は、通常の確認申請手数料の2分の1とする

3 その他規定を整備する。

○施行期日
規則で定める日から

77	秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 消防団員の任用要件等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団長および消防団長以外の消防団員は、市内に居住し、通勤し、又は通学する者等のうちから市長等が任命すること等とする。 2 成年被後見人又は被保佐人である者等は、消防団員となることができないこととする。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
78	秋田市消防団員服務規律及び懲戒条例の全部を改正する件	<p>○改正理由 消防団員の服務規律、懲戒等について必要な事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を「秋田市消防団員の服務および懲戒に関する条例」とする。 2 この条例は、団員の服務および懲戒に関し必要な事項を定めることとする。 3 団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事すること等とする。 4 団員が10日以上居住地を離れる場合は、市長又は団長に届け出なければならないこととする。 5 団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。 6 団員は、消防団の正常な運営の阻害等の集団的行動をしてはならないこととする。 7 消防団又は団員の表彰について規定する 8 任命権者は、団員の懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができることとする。 9 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 <p>○施行期日 平成31年4月1日から</p>
79	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 河辺飛沢農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水人口等を改めるため、改正しようとするもの</p>

「単行案」 11件

○改正要旨

農業集落排水事業の排水人口および1日最大処理能力を改める。

○施行期日

平成31年4月1日から

80 町および字の区域ならびにその名称を変更する件

○牛島・仁井田地区の住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

新町名	現字名
大住南一丁目	牛島字東潟敷および仁井田字西潟敷の各一部
大住南二丁目	仁井田字西潟敷の一部
大住南三丁目	仁井田字西潟敷および仁井田字新中島の各一部

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

81 公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件

○消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限等の変更を認可しようとするもの

※提出根拠法：地方独立行政法人法第23条第1項および第2項

82 地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画を認可する件

○地方独立行政法人市立秋田総合病院が、第2期中期目標を達成するために作成する第2期中期計画を認可しようとするもの

・中期計画の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

※提出根拠法：地方独立行政法人法第83条第3項

83 秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件

○旧河辺町区域において新規に事業を実施するため、秋田市過疎地域自立促進計画の一部を変更しようとするもの

※提出根拠法：過疎地域自立促進特別措置法第6条

84	包括外部監査契約を締結する件	<p>○平成31年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日 ・契約金額 6,688,000円を上限とする額 ・契約の相手 泉田雅俊(資格：公認会計士) <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
85	秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○西部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 西部地域住民自治協議会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
86	秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○南部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 南部地域づくり協議会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
87	秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
88	秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 旭川地区コミュニティセンター管理運

		<p>営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
89	秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
90	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 5路線 延長664.70m ・認定後の市道路線延長 約2,020.3km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
	<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 3件</p>	
91	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>○教育委員会委員進藤光子氏の任期満了(平成31年3月31日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項
92	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○監査委員藤井英雄氏の任期満了(平成31年3月31日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 ※提出根拠法：地方自治法第196条第1項
93	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員長谷部弘輝氏の任期満了(平成31年3月29日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項